

海外派遣研修事業助成事業

『申請の手引き』

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 海外派遣研修事業助成要綱の概要について・・・ | 1 |
| 2. 助成額について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3. 申請手続きの流れについて・・・・・・・・ | 3 |
| 4. 申請書作成事例・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4~5 |
| 5. 申請様式集 | |
| (1) 助成金交付申請書・・・・・・・・ | 6~7 |
| (2) 助成金交付変更(中止)申請書..... | 8 |
| (3) 助成事業実績報告書・・・・・・・・ | 9~10 |
| (4) 助成金概算払い請求書・・・・・・・・ | 11 |
| (5) 助成金交付請求書・・・・・・・・ | 12 |

1. 海外派遣研修事業助成の概要

目 的

この要綱は、千歳市内の団体が実施する海外派遣研修事業等に青少年が参加する場合において、千歳国際・友好都市交流協会がその参加費の助成を行うことにより、国際理解を深め、国際化に対応した人材の育成を図るとともに、千歳市の国際化を推進することを目的とする。

助成対象団体

助成の対象となる団体は、目的、組織及び代表者等運営について定めた会則等を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際交流団体又は学校
- (2) 海外派遣研修事業等を実施しようとする市民組織又はボランティア組織
- (3) その他千歳国際・友好都市交流協会長が特に認める団体

助成の対象範囲

助成の対象とする範囲は、前項の団体が実施する海外派遣研修事業等に参加する者のうち、助成の対象とする範囲及び経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 千歳市内に住所を有し、かつ、千歳市内の学校に通学する小学生、中学生及び高校生及びその引率者。
- (2) 研修参加者の自己負担額（宿泊費、旅費交通費等）が10万円を超える場合の参加費。

助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校間交流による訪問事業
- (2) 教育、芸術・文化及びスポーツ等を通じた交流を目的とする訪問事業
- (3) 国際理解、国際協力及び国際支援を目的とする訪問事業

助成対象外事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (3) 法令に抵触し、又は公序良俗に反する事業
- (4) その他この要綱の目的と反すると認められる事業

助成金

助成金は、研修参加者1人につき3万円を限度とし、1事業における合計額の限度を50万円として予算の範囲内で交付するものとし、1人当たりの助成額は、別表のとおりとする。

- (1) 団体による申請は年1回までとする。
- (2) 助成の対象となった者は、同一年度内において再度助成の対象となることはできない。過去3か年において助成の対象となった者もまた同様とする。

2. 助成額について

海外派遣研修事業

参加費（自己負担額）	助成額
100,000 円以上 ~ 120,000 円未満	10,000 円
120,000 円 " ~ 140,000 円 "	12,000 円
140,000 円 " ~ 160,000 円 "	14,000 円
160,000 円 " ~ 180,000 円 "	16,000 円
180,000 円 " ~ 200,000 円 "	18,000 円
200,000 円 " ~ 210,000 円 "	20,000 円
210,000 円 " ~ 220,000 円 "	21,000 円
220,000 円 " ~ 230,000 円 "	22,000 円
230,000 円 " ~ 240,000 円 "	23,000 円
240,000 円 " ~ 250,000 円 "	24,000 円
250,000 円 " ~ 260,000 円 "	25,000 円
260,000 円 " ~ 270,000 円 "	26,000 円
270,000 円 " ~ 280,000 円 "	27,000 円
280,000 円 " ~ 290,000 円 "	28,000 円
290,000 円 " ~ 300,000 円 "	29,000 円
300,000 円以上	30,000 円

特記事項

団体に対する助成額の合計が1事業50万円を超える場合については、一人あたりの助成額を調整する。

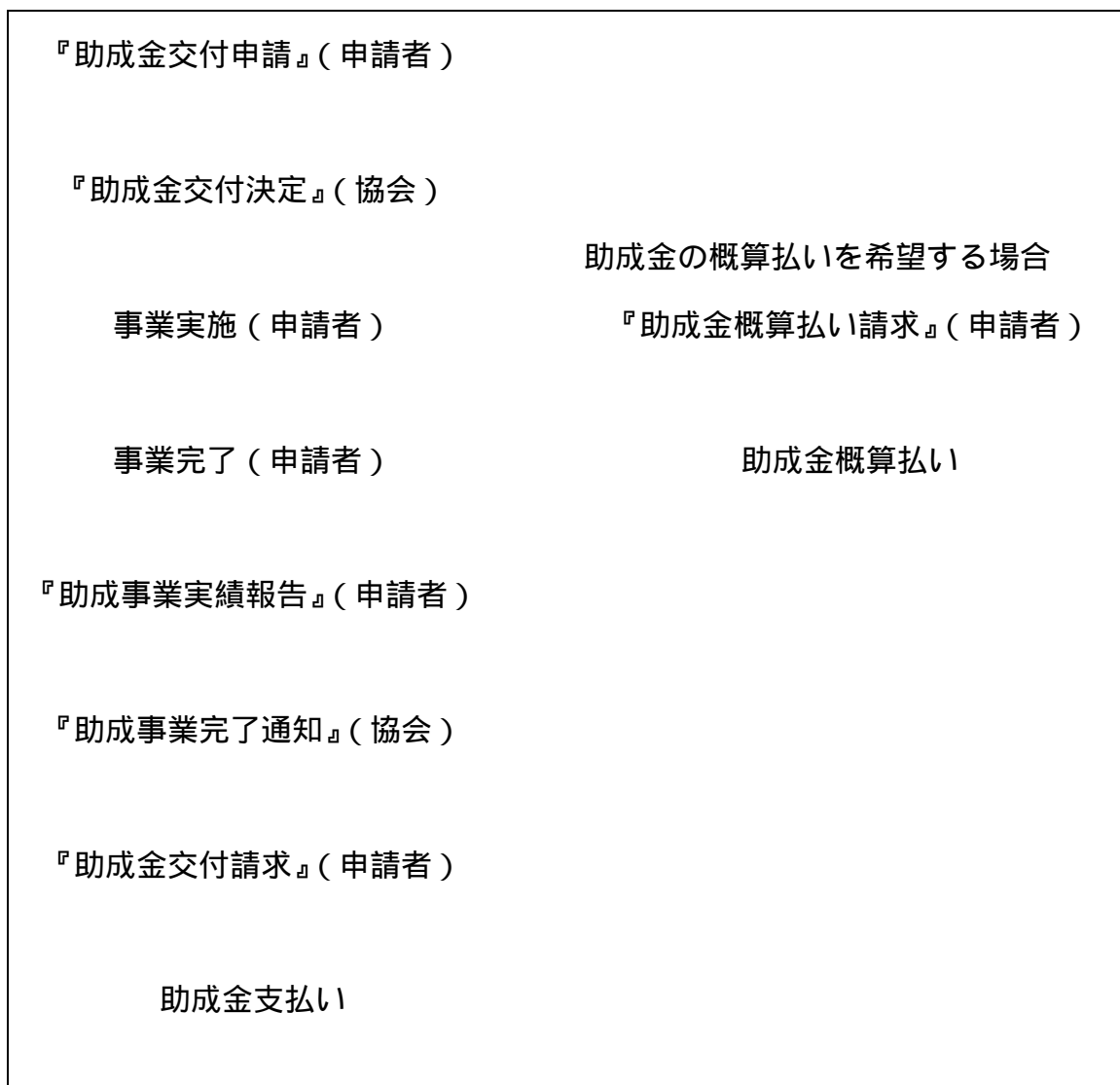
3. 申請手続きの流れについて

(1) 助成金申請にあたっては、予定している事業が助成対象事業の要件に合致しているかどうかについて助成要綱などを参考に確認していただき、合致していると判断される場合は、所定の様式により申請手続きを行っていただきます。

(2) 助成交付決定は事業実施前までに行う必要であることから、助成金交付申請書類は事業開始の2週間前までに提出するようにしてください。

(3) 当助成は限度額が50万円と大きいことから、助成を希望する団体によっては、事業の実施が決定した早い段階で当協会事務局まで事業の概要等をお知らせください。

《助成申請手続きフロー》



4. 申請書作成事例

助 成 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

千歳国際・友好都市交流協会長 様

住 所

団体名等名称

代表者職氏名

印

次の事業について、助成を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

事業名称は団体側で任意に決めてください

1.事業名	学校訪問事業
2.事業の実施目的	本校の姉妹校である 市の 学校を訪問し、ホームステイや各種交流事業を通じ国際理解や相互理解を深めるとともに国際感覚の醸成を図ることを目的に実施する。
3.期待される効果	
4.実施期間	平成 年 月 日() ~ 月 日()
5.助成金申請額	金 70,000円 (助成対象者 名)
6.関係書類	(1) 実施計画書 (2) 助成対象者名簿 (3) 参加者名簿 (4)
7.連絡先	

関係書類は「実施計画書」、「助成対象者名簿」等の他、実施事業の詳細が分かるものを提出してください。
なお、初めて助成を申請する団体にあつては、団体の会則やこれまでの活動状況に係る資料も併せて提出願います。

